

資料

タイ王国の憲法

(Materials) Constitution of the Kingdom of Thailand

孝 忠 延 夫

目 次

- I. はじめに
 - II. タイ王国における立憲主義憲法の史的展開
 - 1. 1932年統治憲章から1972年統治憲章まで
 - 2. 民主化の流れ——1974年憲法から1991年憲法まで
 - 3. 1997年憲法
 - III. 2007年憲法の特徴とその内容——1997年憲法との対比において
 - 1. 1997年憲法の運用と2007年憲法の制定
 - 2. 2007年憲法の特徴とその内容——1997年憲法との対比において
- むすびに代えて

I. はじめに

2008年8月、反政府派が首相府、財務省、国営放送局などを占拠し、さらには、同年11月、バンコク・ドンムアン国際空港を占拠するなどして内閣を総辞職にまで追い込んだ（直接的には憲法裁判所の判決を受けて）。これら一連のタイの「政情」は、われわれの記憶にも残っており、国民の運動をきっかけとして政権が変わるというタイの民主主義的側面が注目をあびた。同時に、選挙で民主的に多数派を獲得し、憲法上の手続を経て成立した政権が、軍のクーデタとそれを事実上追認する国王の判断によって「崩壊」するという、立憲主義の「非民主主義的な」運営も印象に残る。しかも、その繰り返しが、タイ憲政の「常道」ともなっていることについては、その立憲主義の内実を踏み込んだ考察を不可欠のものとしよう¹⁾。

本資料は、これまでに積み重ねられてきたタイ立憲主義と憲法研究の成果の上になって、タイの立憲主義憲法史を概観し、とりわけ1997年憲法と現行2007年憲法を紹介しようとするものである。今後の考察のために、資料を整理して提示するものであり、私見を体系的に示そうとするものではないことを予めお断りしておきたい。

本資料を作成しようと思いついた契機は、2つある。第1の契機は、タイの裁判官などとの交流をもつようになり、自らの研究分野である憲法の内容、その制定・運用の歴史と実情に興味を抱いたことである。

第2は、日本における法令（とりわけ憲法）の翻訳・紹介の現状の問題点について以前から感じていたことを、この機会に明らかにしておきたいと思ったことである。外国の法制度や法令の紹介には、当該国と地域についての社会・文化的な理解が欠かせない。それら固有の特性を前提とする法制度や法令の翻訳には多くの困難がともない、とりわけ日本と全く違う制度や概念の翻訳は著しく困難である、などのことは一般的にも理解され、繰り返し説かれてもきた。これらのことは、近年、非西欧諸国の法令の紹介、翻訳が増えているなかにあつて改めて認識しなければならないと感じさせられる。加えて、北米・西欧とは異なった社会的・文化的内容が強調され、固有の表現が必要とされ、さらには、言語構造の違いによる翻訳の難しさが指摘されてもいる。アジア法研究者の1人として、これらの主張には納得させられることも多い。しかし、「法令」訳として日本語に翻訳する以上、日本語として共通の論議ができる表現、訳語、そして日本の法令用語、表現として確立している単語の使い方などをふまえて訳出する必要があるように思う²⁾。

これらのことを、これまでに紹介されてきたタイ憲法の例に照らしてみると、困難な中で紹介・翻訳に取り組んだ研究者らの優れた先駆的営為に敬意を払うとともに、より開かれた研究資料として用いるには気になることも散見される。あえて、紹介を試みる所以である³⁾。

II. タイ王国における立憲主義憲法の史的展開

1. 1932年統治憲章から1972年統治憲章まで

タイ王国では、立憲主義革命後に制定された仏暦2475年シャム王国統治憲章（1932年）から現行憲法である仏暦2550年タイ王国憲法（2007年）まで18の憲法が制定されている。この中には、クーデタなどによって既存の憲法を廃止し、暫定的な統治の仕組みなどのみを定める「暫定憲法」（「統治憲章」という名称が多い）と、暫定憲法制定施行後に一定の期間の審議を経て「恒久憲法」として制定されるもの（「タイ王国憲法」という名称が用いられる）が含まれる（以下、原則として西暦を用いて「○△年憲法」と略記する）。

東南アジア、東アジアの植民地化が進むなか、タイは列強に対抗するために国内の近代化を進め、日本と同様に近代西欧法の導入による司法制度の改革や法典編纂をおこなった⁴⁾。これらの法典編纂には日本の法学者もかわり、日本法も参考にされている⁵⁾。これら法制度の近代化は、ラーマ5世（チュラーロンコーン大王）の治世（1868年～1910年）に開始されたが、基本的には私法や司法制度に関するものに限られ、国家機関の立憲主義的枠組み（立憲主義的憲法体制）の構築という側面は不十分であった。

タイにおける立憲主義の歴史は、ラーマ7世（プラジャヒポック王）治世下の人民党による1932年の立憲革命に始まるとされる。この「革命」は、官僚による宮廷革命とでもいうべきものであるが、人民党によって起草されたタイ最初の立憲主義憲法である仏暦2475年シャム王国統治憲章（1932年）は、シャム王国を絶対王政から立憲君主制へと移行させるものであった。同年12月には、仏暦2475年シャム王国憲法（全68ヶ条）が制定され、この憲法（1932年憲法）によって王族の政治関与は明確に否定された。

その後、必ずしも議会制民主主義が定着することはなく、権力闘争による超憲法的な政権交代なども続いた。1939年、首相に就任したピブーン・ソクラーームは、民族主義的な政策を取り、1932年憲法を3回にわたり改正した。国名を「シャム（Siam）」から「タイ（Thai）」に改めたこと（1939年）、経過規定（第65条）を改め、10年に限定されていた任命制議員の任期をさらに10年延長したこと（1940年）、そして、議員の任期（4年）を特段の事由がある場合1回に限り2年延長できるものとしたこと（1942年）である。ピブーンは、第2次世界大戦中は、親日政策をとったが、日本の敗色が濃くなった1944年に退陣した。戦後、抗日組織であった自由タイ運動が主導的な役割を果たし、二院制と責任内閣制を採用する1946年憲法が制定施行された。この憲法では、国会の両院の議員は選挙によって選ばれる議員のみとされ、とりわけ下院議員は直接無記名投票によることが明記された。その後、国王怪死事件によりピブーンを中心とする軍が実権を握り、暫定憲法（1947年）を制定、そして、2年後の1949年に憲法が制定された。しかし、自由タイ運動の勢力が復活するのを防ぐため、ピブーンは自らの政権に対してクーデタをおこない、1949年憲法を廃止し、1932年憲法を復活させた。そして、総選挙を経て、1952年憲法を制定した⁶⁾。

10年に及ぶピブーン政権への批判の高まりを受けて、1957年、クーデタが起こり、サリット・タナラットが実権を掌握した⁷⁾。サリットは、1958年に再度クーデタをおこない、自らが首相に就任し、1959年に統治憲章（全20ヶ条）を制定した。この統治憲章は、制憲議会（任命議員240名）を設け、国王により任命される首相および大臣をおいた。その第17条で、首相は、国家の安全、安寧秩序、または王室を守るため命令を発する権限を認められていた。この首相命令によって反対派の弾圧がおこなわれたのである。

1958年から「恒久憲法」が存在しない状態が続いていたが、この間、憲法起草委員会の作業がおこなわれ、1964年に一応の成案を得、翌65年議会での審議に付された。そして、1968年憲法として公布され、民政への移行も実現された。この1968年憲法は、行政府と立法府との分離、国会議員の閣僚就任を禁じていた。このことが逆に政府と国会との関係を困難なものとした。この1968年憲法は、タノム首相自身を中心とする革命団のクーデタにより廃止され（1971年）、1972年統治憲章（全23ヶ条）が公布された。この統治憲章は、任命制の一院制議会と国王の任命する内閣をおいていた⁸⁾。

2. 民主化の流れ——1974年憲法から1991年憲法まで

1970年代になると、一般国民の政治参加の要求が拡大し、軍の政治支配に対する批判も高まってきた。1972年の統治憲章は、3年以内の憲法制定を定め、1973年1月には憲法起草のための22人委員会が設置された（プラパート・チャールサティエン委員長）。学生たちは、憲法の早期制定と駐留米軍の早期撤退を要求して軍と衝突し、多数の死傷者を出した。この学生たちの運動は反政府運動に発展し、タノム政権が倒れる「10月14日政変」が起こった⁹⁾。

これらの民主化運動の結果成立したのが、1974年憲法である。この憲法は、議会による政府コントロールを強化し、議院内閣制を採用した。その具体的内容としては、議員の公務員兼職禁止、議員、閣僚の資産公開、会計検査院の設置などが挙げられよう。首相は下院議員でなければならない、閣僚の半数以上が上院あるいは下院の議員でなければならないと定められた。ただ、上院議員任命の副署を枢密院議長とする規定については、国王の政治的関与とされる余地があるとして、翌75年、国王の意向により首相に変更された。

しかし、1976年の国家統治改革団のクーデタにより、民主化の動きは後退する。1974年憲法の廃止、戒厳令の施行、政党の禁止などがおこなわれ、憲法上の手続によらずに文官のターニン・クライウィチエン最高裁判所裁判官が首相に任命された。また、このクーデタ後、暫定憲法ではなく、29ヶ条からなる1976年憲法が制定された（実質的には暫定憲法の性格と内容しか持たなかった）。

ターニン首相と軍との良好な関係は長続きせず、1977年10月、国家革命評議会によるクーデタが起こり、1976年憲法は廃止され、1977年統治憲章が制定された。この憲章では、1978年までに憲法の制定と、総選挙を実施することが定められており、この規定に基づき、1978年憲法（前文、206ヶ条）が12月に公布された。首相に就任した陸軍司令官ブレイム・ティンスラーノンは、憲法の手続を重視する憲政運営をおこない、軍事的行動を抑制し、政治的説得により、民主活動家の投降を促した。その後、1988年に総選挙で第1党となったタイ民族党のチャートチャイ・チュンハワンが首相となり、民政に移行した。

このチャートチャイ政権の汚職を理由として1991年にクーデタが起こり、1978年憲法は廃止され、統治憲章が公布された。この憲章第10条に基づき任命議員による国家立法議会が設置されたが、この議会は、立法権に加えて新憲法の制定をその任務としていた。議会外のメンバーをも加え、20名の委員からなる憲法起草委員会によって憲法案が作成され、1991年憲法が制定された¹⁰⁾。

この1991年憲法は、1992年の「悲しみの5月事件」後、首相は国会議員から選出すること、国務大臣は公務員との兼職が出来ないこと、下院議長が国会議長となることなどの改正がおこなわれた。その後、下院に設置された憲法改正特別委員会は、25項目の改正提案をおこなったが、与野党が一致せず、成案を得ることは容易ではなかった。しかし、1995年には、男女平等規定、行政裁判所の設置など、1978年憲法の規定が復活した。

3. 1997年憲法

(1) 成立経過

1995年7月に発足したバンハーン政権は、1996年9月に崩壊した。同年11月の総選挙後に成立したチャワリット政権の課題は、経済危機の打開と新憲法の制定であった。総選挙で各党は、憲法第211条の改正と市民参加による新憲法の作成を公約に掲げていたからである。1991年憲法第211条は、憲法の部分改正のみを認めていたので、市民参加による新しい憲法の起草作業を始めるには、まず、この第211条の改正が必要であった。政治改革委員会の議を経て1996年9月14日、両院会議で第211条の改正が議決された。

これを受けて、チャワリット政権は、全国76の県から1名ずつ選出された76名の県代表、23名の有識者（政治家、研究者、NGO関係者など）の計99名で構成する憲法起草議会を設置した。

新憲法案は、経済危機、通貨危機を招いた政治不信から、積極的な市民参加がはかられ、「理想主義的な内容」も盛り込んだものといわれたが、軍や財界からの政治改革の要求にも応えようとする内容を含んでいた。この新憲法案は、2007年9月27日、両院の合同会議で採決がおこなわれ、圧倒的多数で可決された。そして、1997年10月11日、国王の署名を得、即日公布、施行された¹¹⁾。

1997年憲法は、「国民の意思を反映する真の議会制民主主義を実現するために、人権保護、選挙制度改革、政治プロセスの監視システムの設置を三つの重要な要素として、タイにおいて初めて民主主義的手続を経て制定された憲法」（大友 [2003]）と評価されている。

(2) 基本的な内容

1997年憲法の内容について、詳しくは、2007年憲法との比較（本資料第Ⅲ章）において紹介したい。ここでは、その基本的な特徴のみ簡単にふれておくにとどめる。

1997年憲法は、政治腐敗をなくす選挙制度、政府・行政と政治家を監視するシステムの新設などの「政治改革」を憲法によって推進することを目的とし、新しい人権の明記なども盛り込んで制定された憲法である。

選挙制度については、下院議員選挙制度に小選挙区比例代表並立制を導入した。また、上院議員も直接選挙で選ぶこととした。閣僚ポストを減らし、首相および大臣は下院議員あるいは上院議員を兼ねることはできないものとした。そして、独立した選挙管理委員会を新たに設置した。さらには、国民5万人以上の署名により法案の審議を要求することができる規定を新設した。

首相および35名以下の国務大臣によって構成される内閣は、国会に対して連帯して責任を負うものとされ、国務大臣は下院に対して個別に責任を負うものともされた。また、政府・行政と政治家を監視するシステムとして、独立した機関、すなわち、国家汚職防止取締委員会、選

挙管理委員会、憲法裁判所、行政裁判所、国会オンブズマン、国家人権委員会、および会計検査委員会の7つの機関を設けることとした¹²⁾。

国民の権利および自由については、第3章(第26条～第65条)が、とりわけ精神的自由や人身の自由にかんする詳細な規定をおいている。また、いわゆる社会権などにかんしては、第3章のみならず、「国の運営にかんする法律制定および政策策定の指針」(第88条)を定める第5章「国家基本政策の指針」の中にも、社会保障、社会福祉、雇用の促進、さらには社会的弱者の自立促進などのための規定が設けられた。

Ⅲ. 2007年憲法の特徴とその内容——1997年憲法との対比において

1. 1997年憲法の運用と2007年憲法の制定

「政治職者刑事訴訟手続法」(1999年9月14日)、「国会オンブズマン法」(1999年9月14日)、「行政裁判所設置および行政裁判訴訟手続法」(1999年10月10日)、「国家会計検査法」(1999年11月18日)、「国家人権委員会法」(1999年11月25日)などの、政治・行政改革の根幹をなす憲法付属法の多くは、チュアン政権下の1999年の国会で成立した(船津・東 [2000])。これら政治・行政改革の成果のいくつかは、2000年以降に出てくる。例えば、国家汚職防止取締委員会は、2000年、2つの大きな判断を下した。1つは、サナン・カチョンプラサート内相が虚偽の収入申告をしていたという判断であり、もう1つは、タイラックタイ党首タクシン・チナワットの多額の資産移転を「資産隠し」だとする判断である。後者のタクシンの資産虚偽申告疑惑は、国家汚職防止取締委員会の訴追を憲法裁判所が受理したことによって、大きな注目を集めた(2000年8月3日、憲法裁判所は、タクシン無罪の判決を下した)。この憲法裁判所の判決に対しても世論からの厳しい批判があった(重富・松浦 [2002])。

1997年憲法施行後、タイ史上初めての上院議員選挙が2000年3月に実施された。従来は、首相による指名が中心となっていたので、政府・与党系、あるいは軍人や政府与党と結びつきの深い財界人などで構成されていた上院の構成が大きく変わることが期待された。少数ながらも、NGOや、進歩的知識人、社会改良活動家と目される人々が当選したが、多くは元公務員、元政治家などが当選する結果となった(重富 [2001] 264、267)。

下院議員選挙は、2001年1月におこなわれ、タクシン率いるタイラックタイ党が、単独過半数に迫る勝利を得、その後小党を統合して単独過半数を確保し、さらに連立によって下院の3分の2を占める「安定政権」を築いた。

しかし、タクシンには、資産疑惑などが以前から指摘されており、とりわけ2000年に発覚した前述の資産虚偽申告疑惑後も、タクシンの「疑惑」に対する追及は、さまざまな法的手段をとって試みられた。しかし、国民的支持を背景とするタクシン政権は、与党議員数の拡大などにより公約の実行、政策実現の実行力を示してきた。一方で、その強引な政治手法などに対す

る批判、不満も高まっていった。このような中、2004年12月25日、タクシン政権は、タイ政党史上初めて下院の任期満了を迎えた。

2005年2月、タイラックタイ党は、総選挙で圧勝し、タクシンは、タイの政党史上初めて単独与党による政権を樹立した。選挙では圧勝したものの、汚職疑惑と政治手法に対する反発も大きく高まり、2006年になると、反タクシン運動は、さらに広がりを見せた。タクシン首相は、2月24日、下院を解散し、4月2日に総選挙がおこなわれることとなった。野党の選挙ボイコット運動などの中で実施された総選挙では、与党タイラックタイ党が「圧勝」したが、この選挙について、5月8日、憲法裁判所は無効の判決を下した。

2006年9月、ソンティ・ブンヤラガリン陸軍司令官を議長とする民主改革評議会によるクーデタが発生し、タクシン政権が崩壊するとともに、1997年憲法が停止された。ソンティ議長らは、速やかにプミポン・アドゥンヤデート国王に謁見し、同国王はこの事態を容認した（遠藤[2008]）。

2006年10月1日、暫定憲法（全39ヶ条）が公布・施行され、元陸軍司令官でもあるスラユット枢密院議員が暫定首相に就任した¹³⁾。2007年1月、第1回の憲法起草会議が開かれ、同月25日には憲法起草委員会が開催された。この起草委員会は、4月18日、第1次憲法草案を公表し（全299ヶ条）、7月6日、憲法起草会議は、最終憲法草案（全309ヶ条）を承認した。この草案は、8月19日、国民投票に付され、過半数の賛成を得て承認された¹⁴⁾。この結果をふまえ、8月24日、プミポン国王の署名を得て、2007年憲法が公布・施行された¹⁵⁾。

本稿では、この2007年憲法の主要な内容を、1997年憲法と比較しながら紹介し、その特徴を明らかにしてみたい¹⁶⁾。

2. 2007年憲法の特徴とその内容——1997年憲法との対比において

(1) 国王の地位

[1997年憲法]

一体にして不可分の王国（第1条）とされるタイは、「国王を元首とする民主主義的政治制度を有する」（第2条）。国王は、仏教徒であるとともに、すべての宗教の擁護者とされ（第9条）、軍の総帥の地位にある（第10条）。また、国王が諮問するすべての国王の行為について意見具申する権限を有する枢密院構成員の任命権をもつ（第12条）。

王位の継承は、王位典範に基づいておこなわれるが、この王位典範の改正は国王の専権事項（the prerogative of the King）とされている（第22条）。女性の王位継承も可能である（第23条）。

国王は、内閣の助言に基づき、緊急勅令（第218条）、勅令（第221条）を発布する権限、国会の承認により宣戦を布告する権限（第223条）、諸外国又は国際機関と講和条約、停戦協定その他の条約を締結する権限（第224条）などを有する。これらの国王「権限」は、「大権（prerogative power）」とされている。

国王はタイの政治的混乱の収束あるいは「和解・調停」の役割をたびたび果たしてきた。国民の間にも国王のこの役割に対する期待は高いようである。この憲法上の根拠は、「この憲法に適用すべき規定がないときには、国王を元首とする民主主義的政治体制の憲法慣行 (constitutional practice) に従う」(第7条)に求められるとも思われるが、この第7条についての論議はあまりなされていないようである。この規定は、1991年憲法、2007年憲法にもおかれている。

〔2007年憲法〕

国王の地位と権能についての規定、立憲君主制にかんする規定は、第1章(総則)、第2章(国王)、および第9章(内閣)などにあり、基本的には1997年憲法と同様の内容が盛り込まれている。元首である国王は、「国会、内閣、および裁判所を通してその権限を行使する」(第3条)との文言は、1997年憲法と同じであるが、その後それぞれの国家機関の権限行使は「法の支配 (Rule of Law)」に基づかなければならないことが明記された。

1997年憲法では、国王を元首とするこの民主主義的政治体制を擁護することは「国民の義務」とされていたが(第66条)、2007年憲法は、同様の義務(第70条)に加えて、この立憲君主制を打倒する、国民の権利・自由は認められないことを第3章第13節「憲法擁護への権利」の中で明記する(第68条)。

王位の継承、国王「大権」の規定については、1997年憲法と同様である。

(2) 国民の権利および自由

〔1997年憲法〕

1997年憲法第3章「タイ国民の権利および自由」は、国民(人)の権利および自由を、第4章「タイ国民の義務」は、国民(人)の義務を定め、第6章第8節「国家人権委員会」は、人権の奨励および保護のため、人権にかんする教育、知識の普及のため、人権状況の評価のための報告書を作成する権限などを有する国家人権委員会の構成および権限について定めている。

第30条は、法の下での平等を定め(1項)、両性の平等(2項)と差別禁止事由を列挙する(3項)。

人身の自由、精神的自由、および経済的自由についても詳細な規定をおいている。人身の自由にかかわるものとしては、生命・身体の自由、残虐な刑罰の禁止(第31条)、罪刑法定主義(第32条)、無罪推定の原則(第33条)、住居不可侵(第35条)、移動の自由(第36条)、強制労働の禁止(第51条)などが定められている。

精神的自由については、信教の自由(第38条)、表現の自由(第39条)、学問の自由(第42条)、などが定められ、精神的自由にかかわる自由権として、通信の秘密の保障(第37条)、報道の自由(第41条)、集会の自由(第44条)、結社の自由(第45条)などのみならず、個人のプライバシーを侵害する言論、映像表現の禁止(第34条)、ラジオとテレビの放送および通信に使用する周波数は公共の利益のための国家の資源であることも明記されている(第40条)。

経済的自由については、前記第35条および第36条のほか、財産権（第48条、第49条）、職業選択の自由、自由で公正な競争の自由（第50条）が定められている。

社会権については、教育を受ける権利（第43条）、生存権（第52条）、子どもと家族構成員の保護（第53条）、高齢者保護（第54条）、障害者保護（第55条）などが明記されている。また、環境の保護、促進および保全に参加する権利（第56条）、消費者としての権利と保護（第57条）も保障されている。

参政権的な権利、国家に対する権利が、具体的に定められていることも1997年憲法の特徴である。第56条は、国などとともに、天然資源と生物多様性の保全・利用ならびに環境の保護、促進および保全に参加する権利を保障し、第59条は、環境などにかかわる計画・活動についての情報開示、説明を受ける権利を保障している。さらには、行政情報へのアクセス権（第58条）、利害関係を有する行政決定過程への参加権（第60条）、請願権（第61条）なども明記する。選挙権については、政治活動の自由、政党結成の権利（第47条）をふまえて、第105条に選挙権者の要件が定められている。

〔2007年憲法〕

第3章「タイ国民の権利と自由」の規定内容を明確にするために、13の節（Part）が設けられた。第1節「総則」では、権利・自由保障の名宛人が国家機関であること（第26条）、その国家機関拘束力（第27条）、制約の合理性と必要最小限性の明記（第28条、第29条）など1997年憲法と同様の内容が盛り込まれている¹⁷⁾。憲法上の権利・自由を侵害されたときには裁判所に直接訴えを提起できること（第28条3項）、この章の規定に基づく権利を行使するにあたって国の援助などを受ける権利を有すること（同4項）が新たに追加されている。

第2節「平等」は、2つの条文からなる。差別禁止事由に「障害（disability）」が加わった場合は、1997年憲法と同様の内容である。平等を実現するための積極的差別是正措置が「不正な差別（unjust discrimination）」とはみなされない旨の規定（第30条4項）も維持されている。

第3節は、自由権、人身の自由について定める。1997年憲法は、その第39条から第41条に言論出版その他の表現の自由、プライバシーの権利、報道・放送の自由などを定めていたが、2007年憲法は、「個人およびマスメディアの言論の自由」を別の節（第7節）に規定し、第3節では、人身の自由、居住・移転の自由、プライバシーの権利、および信教の自由などを明記するとどめている。また、第4節は、司法手続きにおける権利を定める。

経済的自由権および経済的権利については、第5節「財産権」と第6節「職業の権利と自由」が定める。公用収用の要件とその補償などについての規定は、1997年憲法同様詳細である。なお、労働における安全と福祉、雇用期間中か否かを問わず生活保障を受ける権利を定める第44条は、一般的にいえば、社会権的な条項と解される。

個人の言論の自由およびマスメディアの言論の自由（第7節）については、放送・通信の公共性が強調されるとともに、とりわけ、政治職にある者が新聞、放送、あるいは通信事業の所

有者や株主となって、世論を誘導することへの警戒感から新たな「規制」が盛り込まれた。

第8節は、教育を受ける権利と学問・教育の自由を定め、第9節は、公衆衛生・福祉を受ける権利を定める。子どもと青少年は、単なる保護の対象ではなく、その主体的かかわりあい第1次的に考慮しなければならない(第52条)。

第10節は、そのタイトルが「情報および不服申立の権利」とされ、情報公開請求権、アクセス権、公共政策策定・実施前の関係者意見表明権、並びに国の公聴会開催義務、および消費者保護のための機関設置義務などを詳細に定めている。

集会および結社の自由は、言論の自由とは区別して第11節で定められている。政党設立の自由については、憲法の定める「国王を元首とする民主主義政治体制 (the democratic regime of government with the King as Head of the State)」の範囲内で認められ、その組織、活動もその基本原則に合致するものでなければならない(第64条)。この合憲性判断は、最高裁判所がおこなう(第65条)。

第12節は、コミュニティを構成する個人の権利のみならず、地域コミュニティ、伝統的な地域コミュニティの権利を明記する。バランスのとれた持続可能なやり方で、天然資源、環境および生物の多様性の管理、維持、保存および活用にもかかわるべきことをも明記する。

第13節は、「憲法擁護への権利」とされている。しかし、第68条は、「何人も…の権利と自由を行使することはできない」との規定であり、2007年憲法に定められた権利と自由を「国王を元首とする民主主義的政治体制」を打倒するため、又は、この憲法に定める方法によらずに政権を得るために行使してはならない、との規定形式をとっているため、一般的にいえば、権利規定とはいえないであろう。ただ、第69条は、違法な政権獲得行為に対する平和的抵抗権を認めているので、まさに「憲法擁護への権利」を保障しているといえることができる。

なお、第3章とは別に、第3章と第5章「国会」とにかかわる「国民の直接政治参加」にかんする事項が、2007年憲法では、第7章に明記されている。第163条は、法案提案請願の権利にかんする規定であり、第164条は、国民投票の権利とその実施について定めている。

(3) タイ国民の義務

[1997年憲法]

1997年憲法第4章は、「タイ国民の義務」を定めている。まず第66条が、総則的に、国家、宗教、国王、および1997年憲法の定める国王を元首とする民主主義的政治体制を擁護する義務を負う旨明記する。具体的には、法の遵守義務(第67条)、兵役・納税などの義務(第69条)、公務員などの公益保護義務および政治的中立義務(第70条)が定められている。第69条は、伝統文化や環境の維持・保護義務なども明記する。選挙権の行使は義務とされ、正当な理由なく選挙権を行使しなかったものは、法律の定めるところにより選挙権を喪失する(第68条)。

〔2007年憲法〕

第4章が「タイ国民の義務」を定めているのは、1997年憲法と同じである。冒頭の第70条は、1997年憲法第66条に対応する。前述の第68条は、この「義務」を権利の制約事由の明記という形で規定したものといえよう。公務員は、「良き統治（good governance）」の原則に従い、その職務をおこなう義務をもつ（第74条）。職務遂行にかんする利害関係者の説明要求権なども定めている（第74条3項）。また、選挙権の行使は、この憲法でも義務とされている（第72条）。正当な理由なく選挙権を行使しなかったものは、法律の定めるところにより選挙権を喪失する。

(4) 国家基本政策の指針（国家基本政策の指導原則）

〔1997年憲法〕

第5章は、「国家基本政策の指針」を定める（第71条～第89条）。この章には、「国家」を主語として、その基本政策のあり方にかかわる項目が列記されている。この章の規定は、「国家の運営にかんする法律の制定および政策決定の方針（指針）となる」ものとされている（第88条）。第5章は、まず、擁護、発展させるべきものとして、王制、独立および領土（第71条）、安全保障、民主主義的政治制度（第72条）、仏教およびその他の宗教（第73条）、諸外国との友好関係および互惠主義、そして、地方分権（第78条）などを挙げる。

民主主義的政治制度の運営にかかわるものとして、効率的な行政と政府活動の監督（第75条）、政策決定プロセスの審査への国民参加（第76条）、汚職・不正防止のための倫理基準の策定（第77条）などが定められている。

社会的公正、教育、文化などの基本政策にかかわるものとして、子どもの保護・育成、男女平等、家族とコミュニティの絆の強化（第80条）、教育・研究の充実と芸術・伝統文化の奨励（第81条）、公共福祉サービスの提供（第82条）、公正な所得配分（第83条）、土地所有・使用の制度整備と農業の振興・奨励（第84条）、労働者保護と社会保障制度、公正な賃金制度の整備（第86条）、市場経済システムの支援、消費者保護（第87条）などが定められている。

〔2007年憲法〕

第5章のタイトルは、「国家基本政策の指針（Directive Guidelines of Fundamental State Policies）」とされた。その内容を「総則」、「国家安全保障にかんする国家政策の指針」、「国家運営にかんする国家政策の指針」、「宗教、社会、公衆衛生、教育、および文化にかんする国家政策の指針」、「立法および司法の運営にかんする国家政策の指針」、「経済にかんする国家政策の指針」、「土地、天然資源、および環境にかんする国家政策の指針」、「科学、知的財産、およびエネルギーにかんする国家政策の指針」、「国民参加にかんする国家政策の指針」の節に分けて詳細に規定する。

まず、この国家基本政策の指針が、国家運営にあたって立法および政策策定にあたっての国家意思（the will of the State）を示すものであることが明記される（第75条）。そして、内閣

は、国会に対する施政方針において、それがこの指針の実現に資するものであることなどの説明をしなければならないこと（第75条）、また、内閣の政策立案、その職権行使がこの指針に従うものでなければならないことを定める（第76条）。

第2節は、王制、独立、主権、および領土を守り、維持しなければならないとし、そのために必要な軍事力を整備しなければならないとする（第77条）。また、外交政策については、第6節で諸外国との友好協力関係の促進と国際条約の尊重・履行を掲げる（第82条）。

第3節「国家運営にかんする国家政策の指針」は、8つの具体的な指針を示す。自立・充足的な経済（self-sufficiency economy）の原則に基づく経済政策、地方分権、「良き統治」の原則の採用、効率的で透明な行政と説明責任、「法の支配」に基づく司法と司法権の独立、政治改革計画の策定とその監視のための独立機関の設置などである。

第4節「宗教、社会、公衆衛生、教育、および文化にかんする国家政策の指針」は、まず、仏教その他の宗教を擁護し、保護することは国家の義務とする（第79条）。そして、第80条で6つの具体的な指針を示している。すなわち、子どもと青少年の保護・育成、教育の提供（1号）、保健制度の充実と公衆衛生の整備・促進（2号）、教育の整備充実と人材育成（3号）、教育の地方分権（4号）、学問・研究の促進と支援（5号）、および地域の英知をも含む文化、伝統、慣行などの理解、涵養、普及の促進、支援（6号）である。

「立法および司法の運営にかんする国家政策の指針」（第5節）は、その指針を5つ示している。すなわち、法の遵守と適正な執行の確保、司法の運営への国民参加など（1号）、公務員などによる国民の権利・自由の侵害からの保護（2号）、国内法制度改革のための独立機関を設置する法律の制定（3号）、司法改革のための独立機関を設置する法律の制定（4号）、そして、とりわけ家庭内暴力を受けている人のための法律扶助をおこなう民間組織の活動支援（5号）である。

「経済にかんする国家政策の指針」（第6節）は、自立・充足的な経済の原理の促進、支援を謳い（第83条）、そのための具体的な指針を14挙げている（第84条）。市場の力に基づく自由で公正な経済の促進など（1号）、事業活動における正当性、倫理および「良き統治」の適用の促進（2号）、国の社会的安定と安全を促進するための金融・財政政策の促進など（3号）、高齢者生活のための貯蓄の増進（4号）、事業活動の監視、自由で公正な競争の確保、独占の防止、消費者保護（5号）、所得の公平な配分の確保、経済発展のための事業機会の促進と拡大など（6号）、就業年齢層の雇用の促進など（7号）、生産・販売における農民の利益の保護と維持（8号）、協同組合制度の支援と保護など（9号）、国民の生活に不可欠な基本的公共事業の提供など（10号）、その公共事業は私人がおこなったり、50%以上の比率で私人がおこなうことは出来ない（11号）、海運事業、鉄道輸送事業などの促進、支援（12号）、全国のおよび地域的経済分野での民間団体の強化の促進、支援（13号）、並びに、経済的付加価値を生みだす農産加工業の振興（14号）、である。

第8節「土地、天然資源、および環境にかんする国家政策の指針」は、次の5つの指針を列記する。全国の地域に適用しうる土地利用の規則を定めること（1号）、耕作のために農民が土地を所有し、または耕作のための権利を有することができるよう、公正な方法で土地保有を配分することなど（2号）、天然資源の持続可能な保持のための都市および農村計画の作成と実施（3号）、体系的で公益を生みだすやり方で水資源その他の天然資源を管理する計画を作成すること（4号）、そして、持続可能な発展の原則に基づき天然資源の質的な向上、維持および保護をはかること（5号）、である。

第9節は、「科学、知的財産、およびエネルギーにかんする国家政策の指針」を3つ挙げる。第1は、各種分野の科学、技術の発展と革新のために特別の法律を制定することなど（1号）、第2は、新たな知見をもたらす発明、発見を推進し、地域的知識とタイの英知を維持・発展させ、知的財産を保護すること（2号）、そして第3は、継続的かつ体系的な手法で自然から得ることができ、環境にも有利な代替エネルギーの研究、開発および活用を促進、支援すること（3号）、である。

国家政策の指針の章の最後の第10節は、「国民参加にかんする国家政策の指針」を規定する。国および地方の経済的社会的発展のための政策・計画決定への国民参加の促進（1号）、政治的決定などへの国民の参加の促進と支援（2号）、あらゆるレベルにおける国家権力の行使の監視への参加の促進と支援（3号）、国民の政治的力を高め、地域の公共活動を援助するための市民基金を設立する法律を制定することなど（4号）、そして、政治発展および国王を元首とする民主主義的政治体制についての公教育の促進と提供など（5号）、である。

(5) 国会

〔1997年憲法〕

1997年憲法は、上院・下院とも選挙により選出される議員で構成する二院制国民代表議会としての「国会」（第6章）をおいた。すべての議員が国民から直接に選挙されるものとされたのは、この憲法が初めてである。第6章は、国会の構成と運営、選挙にかんする規定のみならず、選挙管理委員会（第4節）、国会オンブズマン（第7節）、そして国家人権委員会（第8節）にかんする規定もおいている。

第1節「総則」では、国会が、下院および上院によって構成され（第90条）、下院議長が国会議長、上院議長が国会副議長となることが定められている（第91条）。また、上院議員と下院議員との兼職禁止（第95条）、議員の資格喪失、辞職にかかわる規定が設けられている（第96条、第97条）。法案または憲法付属法案は、国会の助言と承認によってのみ法律となる（第92条）。国王が法案もしくは憲法付属法案を裁可せず国会に返付したとき、または90日を過ぎても返付しないときには、国会は再審議する。国会が特別多数の決定をおこなうなどの手続を経た場合には、国王の裁可がなくとも、法律として公布・施行することができる（第94条）。

(a) 下院

下院は、名簿式比例代表選挙により選出される100名の議員および小選挙区選挙により選出される400名の合わせて500名の議員により構成される（第98条）。被選挙権は、(i) 出生によるタイ国籍を有すること、(ii) 投票日において満25歳以上であること、(iii) 国会議員経験者を除き、学士に相当する学歴を有すること、(iv) 一定期間継続的に政党に所属していたこと、などが要件とされている（第107条）。また、欠格事由として破産者などのほか、異常な蓄財を理由に裁判所の判断により財産を没収されたことがある者などが挙げられている（第109条）。下院議員は、上院議員とともに、全タイ国民の代表であり、全タイ国民の利益のために誠実に職務を遂行しなければならない（第149条）。

下院は、法案および憲法付属法案の先議権を有する（第172条）。首相に対する不信任動議提出権は、下院のみが有する（第185条）。この不信任動議には現職議員の5分の2以上の署名が必要であり、また、いわゆる建設的不信任動議しか認められていない。不信任動議の成立には、現職議員の過半数が賛成しなければならない。

(b) 上院

上院は、県を1つの選挙区とする選挙において選出される200名の議員によって構成される（第121条、第122条）。被選挙権は、(i) 出生によるタイ国籍を有すること、(ii) 投票日において満40歳以上であること、(iii) 学士に相当する学歴を有すること、などが要件とされている（第125条）。下院議員と異なり、一定期間継続的に政党に所属していたことは要件とされていない。また、欠格事由として下院議員選挙の被選挙権の場合と同様の事由（10号を除く第109条各号）とともに、政党の党員または政党の役員の地位にある者などが挙げられている（第126条）。第126条は、下院議員の辞職から1年を経過していない者を挙げる。この規定は、第127条などとともに上院議員の政治的中立性を担保しようとするものであろう。上院議員の任期は1期6年であり（第130条）、任期中の解散にかんする規定がないので、継続的にその職責を果たすことが求められている。

上院は、下院の任期満了または解散しているときには第168条に定める場合を除き、会議を開くことはできない（第168条）。上院議員は、下院議員と異なり、首相の不信任決議のための動議提出権を有しないが、その5分の3以上の議員の署名により、内閣に対して国政にかんする重要事項の事実関係または説明のための討論を要求する動議提出権を有する（第187条）。

(c) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、政治的に中立で、かつ公正な人物のなかから、国王が上院の助言により任命した委員長および4名の委員によって構成される（第136条）。委員長および委員の選考、選出手続は、第138条で詳細に定められている。選挙管理委員は、政治的中立性のみならず、営利企業などの関係者でないことなどが厳しく求められている（第139条）。資格要件、欠格事由にかんする疑義がある場合には一定数の国会議員の申立てにより、国会議長は最高裁判所に裁

定を求める（第142条）。委員の任期は1期7年であり、1期のみであることが明記されている（第140条）。

選挙管理委員会は、各種選挙および国民投票を管理、実施する機関である（第144条）。その権限は、各種選挙にかんする法律の施行に必要な諸規則の公布、命令、選挙事件の調査、裁定のための審問、再選挙・再投票の実施、選挙結果・国民投票結果の公表、などである（第145条）。

また、選挙管理委員会は、選挙への国民の参加を促進する職責をも有している。例えば、第146条3項は、個人、団体または民間団体の代表に選挙管理委員会の職務を委任する権限を有する旨定めている。この規定などを援用して、選挙監視・不正防止NGOの活動が重要な役割を果たすことが可能となるのである。

(d) 国会オンブズマン

国家権力の適正な行使のための独立監視機関として、1997年憲法は、7つの機関を設けたが、その1つが国会オンブズマンである（第6章第7節）。国会オンブズマンは、国民から敬愛され、国家活動、公益事業に識見を有する誠実公正な者の中から、国王が上院の助言により任命する（第196条1項）。任期は1期のみで6年とされている（同条4項）。権限は、公務員などの法律違反行為、権限逸脱行為、職務懈怠行為その他の申立てを審議、調査することである（第197条）。関係法令およびこれらの行為の合憲性に疑義があると判断したときには、憲法裁判所の手続規則または行政裁判所の手続法に基づき、国会オンブズマンは、憲法裁判所または行政裁判所の審理・裁定を求めて当該案件および意見を提出する（第198条）。

(e) 国家人権委員会

国家人権委員会は、民間人権団体の参加を配慮しつつ、国民の権利、自由の保障にかんして知識・経験を有する者の中から、国王が上院の助言により任命する（第199条1項）。任期は、1期のみで6年とされている（同条4項）。権限は、人権侵害またはタイが加盟する人権にかんする国際条約の義務違反、履行懈怠についての調査、報告、改善勧告（第200条1項1号）、国会、内閣に対する人権保護政策の提言（同2号）、人権にかんする教育、研究、および知識の普及奨励（同3号）、国内人権状況評価のための年次報告書の作成および国会への提出（同5号）、法律の定めるその他の権限（同6号）である。また、この委員会は、証拠提出請求権、召喚権、その他職務を遂行するための権限をも認められている（第200条3項¹⁸⁾。

〔2007年憲法〕

2007年憲法では、上院の約半数が任命による議員となり、すべての議員が国民から直接に選挙されるものとされた1997年憲法の「民主性」は若干後退した。第6章「国会」は、原則として、国会の構成と運営、選挙にかんする規定についての章とされ、1997年憲法の「国会」の章に盛り込まれていた独立機関（例えば、選挙管理委員会（第4節）、国会オンブズマン（第7節）、そして国家人権委員会（第8節））などにかんする規定は、第11章「憲法上の機関」に移

された。

第1節「総則」では、国会が、下院および上院によって構成され（第88条）、下院議長が国会議長、上院議長が国会副議長となることが定められている（第89条）ことは、1997年憲法と同様である。上院議員と下院議員との兼職禁止（1997年憲法第95条）の規定は総則からは除かれたが、議員の資格喪失、辞職にかかわる詳細な規定は1997年憲法同様、総則に設けられている（第91条、第92条）。

(a) 下院

下院は、選挙区選出の400名と比例代表選出の80名の計480名の議員によって構成される（第93条）。任期は、4年である（第104条）。選挙区は、いわゆる中選挙区であり、各県の人口に応じて算出される。その定数が3名までのときには県が1つの選挙区となる。4名以上となるときには、県内に定数2以上3以下の選挙区が複数設けられる（第94条）。比例代表選挙は、全国を8つの県グループの選挙区に分け、それぞれの選挙区で10名の議員を選出する（第96条）。被選挙権は、いわゆる学士要件（1997年憲法第107条3号）がなくなったこと、政党所属要件に「下院解散による総選挙の場合には、選挙の日まで30日以上継続して1つの政党の党員であった者」との規定が追加されたこと（第101条3号）、さらには、選挙区選挙立候補者と比例代表選挙立候補者ともに資格要件をみたま年数が引き上げられた（同条4号、5号）。また、下院の任期中の、政党合併を禁じているので（第104条）、この制度は、選挙で下院議席の圧倒的多数を占める政党が出現する可能性を下げ、与党が巨大化することを避けようとするものだとされている（遠藤 [2008] 216頁）。

(b) 上院

上院は、その定員が150名とされ、その選出は公選によるものと任命によるものとの2つとされた（第111条）。憲法上、それぞれの定数は明文化されていないが、公選議員は県を定数1名の選挙区とする選挙において選出されることになっているので、その総数は76となる。したがって、74名が任命による議員となる。被選挙権は、(i) 出生によるタイ国籍を有すること、(ii) 投票日において満40歳以上であること、(iii) 学士に相当する学歴を有すること、などが要件とされている（第115条）。下院議員と異なり、学士要件は維持された。また、その非政党的性格から、政党に所属していたことなど（離党して5年を経過していない者など）の禁止事由に該当する者は、立候補資格および推薦資格を有しない（同条7号など）。

(c) 国会の運営

1997年憲法第6章第5節と同様に、2007年憲法第6章もその第4節に「両院に共通する規定」を置いている。この第4節では、下院議員、上院議員ともにタイ国民全体の代表であるとされる（第122条）。第122条の文言からすると、強制委任・命令委任を否定する「全国民の代表」論をとっているようである。国会の召集権は国王が有するが（第128条）、一定数の議員で国会の召集を求めることができる（第129条）。免責特権、不逮捕特権については詳細に規定されてい

る（第130条、第131条）。第130条は、免責特権が絶対的なもの（absolutely privileged）であるとしつつ、公開会議での発言の刑事・民事免責を認めていない（2項）。

両院の合同会議における審議事項は、第5節「国会の両院合同会議」で定められている。この両院合同会議は、下院議事規則、上院議事規則とは別の国会議事規則に基づいておこなわれる（それが定められるまでの間は、下院議事規則が準用される）（第137条）。

(d) 法律の制定

「法律」は、国会の議決により成立するが、その手続は、憲法付属法と一般の法律では異なっている。「憲法付属法（Organic Act）」とは、第138条に列記された法律であり、それぞれの関係条文の中で、一般の法律ではなく、憲法付属法で定めるものとされたものである。法案提出権は、(i) 内閣、(ii) 20名以上の下院議員、(iii) 裁判所または憲法上の独立機関（それぞれに関連する法案の場合のみ）、(iv) 第163条に基づく法案提案請願に署名した1万人以上の有権者、である（第142条）。ただし、金銭法案（第143条）の場合には、(ii)～(iv)については、内閣の承認が必要とされている。憲法付属法案の場合には、(ii)の要件が、「現職下院議員の10分の1以上の下院議員、または現職両院議員の10分の1以上の下院議員および上院議員」に高められるとともに、有権者提案が認められていない（第139条）。また、憲法付属法案は、国会の議決後、国王の親書を求める前に、憲法裁判所に送付し、その憲法適合性の審議をおこなわなければならない。憲法裁判所が、当該憲法付属法案の重要な内容が憲法に違反すると判断したときには、当該憲法付属法案は廃案となる（第141条）。

下院は法案先議権を有する。国会に提出された法案は、公表され、国民がその詳細な内容にアクセスできるようにしなければならない（第142条）。法案の審議・議決においても下院が優越する（第146条以下）。国王が国会の議決した法案に同意せず、あるいは90日以内に同意しない（返送しない）ときには、国会は当該法案を再審議する。国会が現職両議院議員の3分の2以上で再議決したときには、所定の手続きを経て法律となる（第151条）。法案に子ども、女性、高齢者、障害者などにかんする重要な事項が含まれていると下院議長が判断したとき、関係民間団体の代表が委員の3分の1以上含まれる特別委員会を下院に設置するものとする（第152条）。

国会が議決したすべての法案についても、国王の裁可を求める前に、憲法裁判所の判断を求めることができる。第8節「法律制定の合憲性についての審査」は、その手続を定める。

(e) 国会による行政運営の監視・統制

国会は、立法機関であるのみならず、政府・行政の監視機関でもあることは、今日、一般的に認められている。ただ、そのための権限が憲法上明確に1カ所にまとめられている例は必ずしも多くはない。

下院議員および上院議員は、国務大臣の職務にかんする事項について質問をおこなう権利を有する（第156条）。また、下院議員は、国民の重大な関心事項、国民の利益に影響を及ぼす事

項で緊急な課題については、当日の議事日程に組み入れ、首相または国務大臣に質問することができる(第157条)。上院議員は、現職上院議員の3分の1以上の署名をもって内閣に、国家行政の重要問題にかんする一般討論の開催を求めることができる(第161条)。

下院議員は、現職下院議員の5分の1以上の署名をもって首相不信任動議を提出する権利を有する。この動議では、次期首相候補者を明示しなければならない。動議が出されたことのみをもって下院を解散することはできない(不信任動議の撤回、不信任動議の不成立の場合には可能である)。不信任決議の成立には、現職議員総数の過半数の賛成がなければならない。国務大臣の不信任動議については、第159条が定めている。下院議員は、現職下院議員の6分の1以上の署名をもって国務大臣不信任動議を提出する権利を有する。なお、下院議員は、質問の提出、動議の討論、不信任動議の表決において政党の決定による拘束を受けないことが明記されている(第162条)。

(6) 金融、財政および予算

2007年憲法は、金融、財政および予算にかんする事項をまとめて第8章に規定する。

国の歳出予算は、それぞれの年度で「法律」の形式をとる。新予算年度に法律の成立が間に合わないときには、前年度の法律を暫定的に適用する(第166条)。この予算関連法案の審議を下院は105日以内に終えなければならない。この期間を過ぎるとその法案は承認したものとみなされ、上院へ送付される。上院が、20日以内に審議を終えないときには、承認したものとみなされる(第168条)。上院と下院の当該法案修正動議の内容は制限されている(第168条5項、6項)。

金融および財政原則の枠組を定めるため、金融および財政にかんする法律を制定するものとされる(第167条3項)。この法律の規定には、中期の金融計画策定、歳入の調達にかんする規則、金融および資産の管理、会計など、緊急または不可欠な支出のための予備費その他の関連事項を定めるものなどが含まれる。

(7) 内閣

[1997年憲法]

内閣は、国王により任命される首相および35名以内の国務大臣で構成される(第201条1項)。首相は、下院議員(または第118条1項7号の定めるところにより、同一会期中に下院議員を辞職した者)の中から任命される(同条2項)。首相の推薦には現職下院議員の5分の1以上の賛成が必要とされ(第202条2項)、任命承認の議決には現職下院議員の過半数の賛成による議決が必要である(同条3項)。国務大臣は、官僚との関係を断つために兼職が禁じられ(第207条)、また、経済界との癒着を避けるためにその経済活動が制約されている(第208条、第209条)。

第216条は、国務大臣がその資格を喪失する事由を挙げる。首相の不信任決議(第185条)も

その中に挙げられているので（第216条5号）、首相は不信任決議の成立により国務大臣としての資格を失い、その結果、辞職する（第215条1号）という法的構成がとられているようである。その他の国務大臣の場合には、第186条に基づく不信任決議の成立によって国務大臣としての資格を喪失する（第216条5号）。

国務大臣は、その職務について下院に対して責任を負うとともに、内閣の政策全般について国会に対して連帯して責任を負う（第212条）という責任内閣制、議院内閣制が明記されている。

内閣は、国政の重要事項について国民投票を実施することができ、国民投票の結果をふまえて、改めて施策を実施することができる（内閣に対する「助言」とみなすことができる）（第214条）。

内閣は、国王の名において行政権を行使する。第7章「内閣」の多くの条文が、「国王は、…をおこなう権限を有する。」という形をとるが、国王は、国会、内閣および裁判所を通じてその権限を行使するとの一般規定（第3条）があるので、内閣が国王の名において行政権を行使するものとされる。

第218条は、国家の安全、災害の防止などのために法律と同等の効力をもつ「緊急勅令」を発することを認めている。この緊急勅令は、内閣が緊急やむを得ないと判断したときにのみ（同条2項）、国王が発することができるものであるが、国会で承認されないときには失効する（同条3項）。最高裁判所の判断を求める場合もある（第219条）。これに対して「勅令」は、「緊急勅令」と異なり、法律の範囲内において制定されるものであり（第221条）、日本でいえば「政令」としての効力を有するものと考えられる。

〔2007年憲法〕

内閣は、国王により任命される首相および35名以内の国務大臣で構成される（第171条1項）。首相は、第172条に基づき選出された下院議員でなければならない（同条2項）。首相の推薦には、1997年憲法と同様に、現職下院議員の5分の1以上の賛成が必要とされ（第172条2項）、任命承認の議決には現職下院議員の過半数の賛成による議決が必要である（同条3項）。

第182条は、国務大臣が失職する事由を挙げる。2007年憲法は、第158条に首相の不信任決議、第159条に国務大臣の不信任決議についてそれぞれ定めている。第180条3号は、内閣総辞職を明記し、国務大臣がその職務について下院に対して責任を負うとともに、内閣の政策全般について国会に対して連帯して責任を負う（第178条）という責任内閣制、議院内閣制を明記する。

内閣は、国王の名において行政権を行使する。第9章「内閣」の多くの条文が、「国王は、…をおこなう権限を有する。」という形をとるが、国王は、国会、内閣および裁判所を通じてその権限を行使するとの一般規定（第3条）があるので、内閣が国王の名において行政権を行使するものとされるのも1997年憲法と同様である。ただ、やはり国民主権を謳いつつ、これらの権限の多くが「大権（Prerogative Power）」とされていることが注目される。

(8) 裁判所

[1997年憲法]

1997年憲法は、「第8章 裁判所」の章に、総則、憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所、および軍事裁判所の節をおき、それぞれの「裁判所」について定めている。

訴訟を審理し、判断を下すのは、裁判所の権限であり、憲法および法律の定める手続のひとり国王の名においておこなわれる（第233条）。特定の訴訟に対応するために事後的に裁判所を設置したり、既存の裁判所の組織、審理方法を変える法律を制定してはならない（第234条、第235条）。

裁判官の職権行使の独立性が明記され（第249条）、身分保障（同条5項）と法律の定める給与その他の報酬が保障されている（第253条）。

刑事事件における手続については令状主義（第237条）などが明記され、被疑者・被告人の権利（第241条以下）、自己負罪拒否権、違法収集証拠排除（第243条）、証人の保護など（第244条）のほか、刑事事件被害者などの保護およびその他の適切な処遇、援助などについての規定も設けられている（第245条）。

(a) 憲法裁判所

憲法裁判所は、上院の助言により国王が任命する1名の憲法裁判所長官および14名の憲法裁判所裁判官により構成される（第255条）。憲法裁判所裁判官には、最高裁判所裁判官、最高行政裁判所裁判官の中からのほか、第256条の資格要件をみたす法学の専門家5名、政治学の専門家3名が憲法の定める手続（第257条）により選出される（第255条）。任期は、1期のみで9年である（第259条）¹⁹⁾。

憲法裁判所は、国会が議決した法案または憲法付属法案の抽象的違憲審査権を有する（第262条）。その審理中は、公布手続が停止される（同条2項）。憲法裁判所が、当該法案もしくは憲法付属法案の内容が憲法に矛盾、抵触し、または憲法の規定に反して制定されたものであり、それが当該法案もしくは憲法付属法案の本質的内容をなすものであると判断したときには、当該法案または憲法付属法案は廃案となる（同条3項）。ただし、憲法に違反する内容が当該法案または憲法付属法案の本質的内容をなすものではないときには、違反する部分を削除し、第93条および第94条の手続に進むものとする（同条4項）。すなわち、憲法裁判所の判断は、国会、内閣、裁判所およびその他の国家機関を拘束する効力を有する（第268条）。

(b) 司法裁判所

司法裁判所は、憲法または法律が他の裁判所の管轄権限と定める訴訟を除き、すべての訴訟を審理することができる（第271条）。原則として、第1審裁判所、控訴裁判所および最高裁判所という3審制がとられている（第272条）。最高裁判所には、政治職者刑事訴訟部がおかれる（第271条2項、3項）。

司法裁判所裁判官の任免は、司法裁判所裁判官委員会の事前承認が必要であり、その昇進、

昇給、処罰にも同様の手続が必要とされ（第273条）、その独立性と身分保障がはかられている。

（c）行政裁判所

行政裁判所は、いわゆる行政事件を扱う裁判所であり（第276条1項）、最高行政裁判所、控訴行政裁判所および初級行政裁判所がある（ただし、控訴行政裁判所は、憲法上の必置機関ではないので、2審制がとられている）（同条2項）。

この行政裁判所ができるまでは、行政行為についての不服申立ては、法制委員会に設置された不服申立委員会が扱ってきた。新たに行政裁判所を設置するにあたっては、法制委員会の下に設置するのか、司法裁判所の1つとして設置するのか、その性格をめぐって論議があったが、法制委員会からも司法裁判所からも独立した裁判所として設置することとなった²⁰⁾。

行政裁判所は、その管轄事項の特質から、法律専門家および行政にかんする専門家を最高行政裁判所裁判官に任命することができる（第277条2項）。その独立性と身分保障のため、行政裁判所裁判官委員会が設置される（第277条～第279条）。憲法裁判所、司法裁判所と同様に独立した事務局を有する（第270条、第275条、第280条）。

〔2007年憲法〕

2007年憲法は、「第10章 裁判所」の章に、1997年憲法同様、総則、憲法裁判所、司法裁判所、行政裁判所、および軍事裁判所の節をおき、それぞれの「裁判所」について定めている。

訴訟を審理し、判断を下すのは、裁判所の権限であり、憲法および法律の定める手続ののっとり国王の名においておこなわれる（第197条）。特定の訴訟に対応するために事後的に裁判所を設置したり、既存の裁判所の組織、審理方法を変える法律を制定してはならない（第198条）。

裁判官の職権行使の独立性が明記され（第197条）、身分保障（同条3項）と法律の定める給与その他の報酬が保障されている（第202条）。

（a）憲法裁判所

憲法裁判所は、上院の助言により国王が任命する1名の憲法裁判所長官および8名の憲法裁判所裁判官により構成される（第204条）。憲法裁判所裁判官には、最高裁判所裁判官、最高行政裁判所裁判官の中からそれぞれ、3名、2名のほか、第205条の資格要件をみたし、豊かな学識を有する法学の専門家2名、政治学、行政学、または社会学の専門家2名が憲法の定める手続（第206条）により選出される（第204条）。任期は、1期のみで9年である（第208条）。

1997年憲法において憲法裁判所は、国会が議決した法案または憲法付属法案の抽象的違憲審査権を有するものとされていたが（第262条）、2007年憲法では、裁判所が法令を適用するにあたってその合憲性を審理し、判断することをその第1の権限とする（第211条）。憲法裁判所での審理中、裁判所での審理は継続されるが、憲法裁判所の判断が出るまで、判決を下すことはできない。憲法裁判所の判断は、一般的効力を有するが、すでに下された裁判所の判決を覆すものではない（第211条3項）。憲法が保障する権利・自由を侵害された者は、当該法律の規定が憲法に違反しているか否かの判断を求めて憲法裁判所に提訴することができる。この訴訟を

扱うのが、憲法裁判所の第2の権限である(第212条)。第3の権限は、国会、内閣、憲法上の機関(裁判所を除く)機関間の権限の疑義の裁定をおこなうことである(第214条、第215条)。憲法裁判所の判断は、最終的なものであり、国会、内閣、裁判所その他の国家機関を拘束する(第216条5項)。

憲法裁判所が、当該法案もしくは憲法付属法案の内容が憲法に矛盾、抵触し、または憲法の規定に反して制定されたものであり、それが当該法案もしくは憲法付属法案の本質的内容をなすものであると判断したときには、当該法案または憲法付属法案は廃案となる(同条3項)。ただし、憲法に違反する内容が当該法案または憲法付属法案の本質的内容をなすものでないときには、違反する部分を削除し、第93条および第94条の手に進むものとする(同条4項)。すなわち、憲法裁判所の判断は、国会、内閣、裁判所およびその他の国家機関を拘束する効力を有する(第268条)。

(b) 司法裁判所

司法裁判所は、憲法または法律が他の裁判所の管轄権限と定める訴訟を除き、すべての訴訟を審理することができる(第218条)。原則として、第1審裁判所、控訴裁判所および最高裁判所という3審制がとられている(第219条)。

最高裁判所は、憲法または法律が最高裁判所に直接提訴できる旨定めている訴訟、法律の定める控訴、上告を審理する裁判所である(第219条2項)。また、下院議員選挙・上院議員選挙および選挙権取消訴訟を扱う(同条3項)。さらに、政治職者刑事訴訟部がおかれる(同条4項)。

控訴裁判所は、一般的な訴訟の控訴のほか、地方議会議員選挙および地方行政官選挙並びに選挙権取消訴訟を扱う(第219条3項)。

司法裁判所裁判官の任免は、司法裁判所裁判官委員会の事前承認が必要であり、その昇進、昇給、処罰にも同様の手続が必要とされ(第220条)、その独立性と身分保障がはかられている。

(c) 行政裁判所

行政裁判所は、いわゆる行政事件を扱う裁判所であり、憲法または法律が行政裁判所の権限とした事件をも扱う(第223条)。

最高行政裁判所の裁判官の3分の1以上は、法律学および国家行政の専門家でなければならない(第224条)。また、行政裁判所のすべての裁判官は、その任免に先立ち、行政裁判所裁判官委員会の承認が必要である。この行政裁判所裁判官委員会の構成は、第226条で定められ、この委員会によって行政裁判所裁判官の独立性と身分保障がはかられている。

憲法裁判所、司法裁判所と同様に独立した事務局を有する(第227条)。

(9) 憲法上の機関

2007年憲法は、1997年憲法では「国会」の章などに定められていた憲法上の独立機関を体系

的にまとめて第11章に規定する。すなわち、「憲法上の独立機関」と「憲法上のその他の機関」に大別し、前者には、選挙管理委員会、オンブズマン、国家汚職防止取締委員会、および国家会計検査委員会を、後者には、検察、国家人権委員会、および国家経済社会諮問会議を挙げる。

(a) 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、政治的に中立で、かつ公正な者のなかから、国王が上院の助言により任命した委員長および4名の委員によって構成される（第229条）。委員長および委員の選考、選出手続は、第231条で詳細に定められている。選挙管理委員は、政治的中立性のみならず、営利企業などの関係者でないことなどが厳しく求められていることは憲法裁判所裁判官の場合と同じである（第230条、第207条の準用）。資格要件、欠格事由にかんする疑義がある場合には一定数の国会議員の申立てにより、国会議長は最高裁判所に裁定を求める（第233条）。委員の任期は1期7年であり、1期のみであることが明記されている（第232条）。

選挙管理委員会は、各種選挙および国民投票を管理、実施する機関であり、その権限は、各種選挙にかんする法律の施行に必要な諸規則の公布、命令、選挙事件の調査、裁定のための審問、再選挙・再投票の実施、選挙結果・国民投票結果の公表、などである（第236条）。下院議員選挙または上院議員選挙の選挙結果が公示される前に、再選挙または選挙権の剥奪の裁決を選挙管理委員会が下したときには、その裁決は最終的なものとされる（第239条）。選挙結果が公示された後の場合には、最高裁判所で争われることになる。下院議員選挙、上院議員選挙、国民投票の期間中の選挙管理委員の逮捕、勾留などが禁じられ、公正な職務遂行が保障されている（第241条）。

(b) オンブズマン

1997年憲法は、「国会」オンブズマンを設けたが、2007年憲法は、オンブズマンを設けている。オンブズマンは、国民から敬愛され、国家活動、公益事業に識見を有する、誠実公正な者の中から、3名を国王が上院の助言により任命する（第242条）。任期は1期のみで9年とされている（同条5項）。権限は、公務員などの法律違反行為、権限逸脱行為、職務懈怠行為その他の申立てを審議、調査することである（第244条）。関係法令およびこれらの行為の合憲性に疑義があると判断したときには、憲法裁判所の手続規則または行政裁判所手続法に基づき、オンブズマンは、憲法裁判所または行政裁判所の審理・裁定を求めて当該案件および意見を提出することができる（第245条）。

(c) 国家汚職防止取締委員会

国家汚職防止取締委員会は、上院の助言により国王が任命する委員長と8名の委員により構成される（第246条1項）。委員は、第205条（憲法裁判所裁判官）の定める資格要件をみだし、欠格事由に該当しない者の中から、第204条、第206条および第207条の憲法裁判所の長官および裁判官の選考と選任についての規定を準用して選考・選任される（第246条2項、3項）。任期は1期のみで9年とされている。国家汚職防止取締委員会の委員自身の不公正な行為について

は下院の4分の1以上の現職議員の申立てにより、上院が罷免の可否を判断する。この罷免決議には、現職上院議員の4分の3以上の賛成が必要である(第248条)。また、委員の異常な不正蓄財、職務における不正行為などについては、一定の要件をみたす国会議員が最高裁判所政治職者刑事訴訟部に申立てをおこなう(第249条)。

国家汚職防止取締委員会は、首相、国会議員、最高裁判所長官などが不正異常蓄財の嫌疑で上院に罷免が申立てられたとき、上院議長から送付された事案を捜査する権限(第250条、第272条)、政治職者、公務員などの同種の罷免の申立ての捜査権限などを有する(第250条、第279条)。

(d) 国家会計検査委員会

[1997年憲法]

1997年憲法は、国家会計検査について、第11章を設け、国家会計検査を独立して中立的におこなう機関として国家会計検査委員会と国家会計検査院をおいた。国家会計検査委員会は、会計検査、会計学、内部監査、金融財政およびその他の分野の専門家の中から、上院の助言により国王が任命する委員長および9名の委員により構成される(第312条2項)。任期は1期のみで6年である(同条6項)。国家会計検査委員会は、独立した会計検査院を持ち、その総裁は委員長直属の長とする(同条3項)。同総裁は、国家会計検査委員会委員と同様の基準で選ばれる(同条4項)。上述の委員および総裁の資格要件、欠格事由、選考および選出などは国家会計検査にかんする憲法付属法の定めるところとされ(同条7項)、それらの者の選出手続などの規定は、適格で誠実・公正な者を選出しうるものであり、かつその職務行使の独立性を担保するものでなければならぬとされていた(同条8項)。

[2007年憲法]

これらに対して、2007年憲法は、前述したように、「憲法上の機関」の章の中に憲法上の独立機関の1つとして国家会計検査委員会を定めている。

国家会計検査を独立して中立的におこなう機関として国家会計検査委員会がおかれる(第252条)。国家会計検査委員会は、会計検査、会計学、内部監査、金融財政およびその他の分野の専門家の中から、上院の助言により国王が任命する委員長1名と6名の委員により構成される(第252条2項)。任期は1期のみで6年である(同条5項)。国家会計検査委員会は、国家会計検査の規則制定権、国家会計検査にかんする欠陥への助言、勧告、提言をおこなう権限を有する。また、金融、財政および予算についての規律にかんする行為を裁定する権限、さらには、そのための独立した金融財政規律委員会を設置する権限を有する(第253条)。

(e) 検察

検察官が、公正な公訴の提起と職務の遂行を独立しておこなえるよう2007年憲法は、第255条に検察官の職責と独立性を明記した。

最高検察官の任免には、検察委員会の議決が必要であり、上院がこれを承認する。検察官は、

兼職が制限されるとともに、その職務に影響を及ぼしたり、その公職の評価を失墜させるような職業に就いてはならないし、株式会社の役員などに就くことも禁じられる。

(f) 国家人権委員会

国家人権委員会は、民間人権団体の参加を配慮しつつ、国民の権利、自由の保障にかんして知識・経験を有する者の中から、国王が上院の助言により任命する（第256条1項）。任期は、1期のみで6年とされている（同条4項）。権限は、人権侵害またはタイが加盟する人権に関する国際条約の義務違反、履行懈怠についての調査、報告、改善勧告（第257条1項1号）、法律の人権侵害、合憲性についての憲法裁判所への意見提出（同2号）、行政行為の人権侵害、合憲性についての行政裁判所への意見提出（同3号）、人権侵害にかかわる被害者のための司法裁判所への提訴（同4号）、国会、内閣に対する人権保護政策の提言（同5号）、人権にかんする教育、研究、および知識の普及奨励（同6号）、国内人権状況評価のための年次報告書の作成および国会への提出（同8号）、法律の定めるその他の権限（同9号）である。また、この委員会は、証拠提出請求権、召喚権、その他職務を遂行するための権限をも認められている（第257条3項）。

(g) 国家経済社会諮問会議

国家経済社会諮問会議は、経済社会にかんする諸問題および関係法律について、内閣に助言および提言をおこなう機関である（第258条）。法律の定める国家経済社会開発計画およびその他の計画は、その審議および公示の前に、この国家経済社会諮問会議の見解を得ておかなければならない。

(10) 国家権力行使についての監視システム

[1997年憲法]

1932年の立憲革命以降も政治腐敗、汚職、不正の悪しき慣行はなくなり、民主主義と立憲主義への「信頼」と定着が必ずしも進まなかったという反省の上に、1997年憲法は、政治資金の不正な流れを断つための仕組み、独立した監視・取締機関の設立を規定していた。1997年憲法第10章は、「資産および負債帳簿の公開」、「国家汚職防止取締委員会」、「罷免」、および「政治職者に対する刑事訴訟手続」の4つの節からなる。

(a) 政治職者による資産公開など

首相、國務大臣、国会議員、地方議会議員などの「政治職にある者」は、国家汚職防止取締委員会に、それぞれの就任・退任時に自己、配偶者、その未成年子女の資産および負債を示す会計帳簿を提出する義務を有する（第291条）。それぞれの資産および負債の証憑を添付しなければならず、そのそれぞれに署名することも必要である（同条2項）。一定期間内に提出された帳簿の内容（当該資産および負債の正確性・実在性）を、国家汚職防止取締委員会は調査し、その結果報告書を作成し、官報に掲載公表する（第293条、第294条）。資産の異常な増加が判明

したときには、当該すべての資料と調査結果を最高検察庁に送付する（第294条2項）。故意に帳簿および関係書類を提出しなかったとき、並びに事実を隠蔽した帳簿および関係書類を提出したときには、5年間いかなる政治職に就くことも禁じられ（第295条1項）、国家汚職防止取締委員会は、憲法裁判所に事案を送付する。

(b) 国家汚職防止取締委員会

国家汚職防止取締委員会は、上院の助言により国王が任命する委員長と8名の有識者委員により構成される（第297条1項）。委員は、第256条（憲法裁判所裁判官）の定める資格要件をみたし、欠格事由に該当しない者の中から、第257条および第258条の憲法裁判所の長官および裁判官の選考と選任についての規定を準用して選考・選任される（第297条2項、3項）。任期は1期のみで9年とされている。国家汚職防止取締委員会の委員自身の不正な行為については下院の4分の1以上の現職議員の申立てにより、上院が罷免の可否を判断する。この罷免決議には、現職上院議員の4分の3以上の賛成が必要である（第299条）。また、委員の異常な不正蓄財、職務における不正行為などについては、一定の要件をみたす国会議員が最高裁判所政治職者刑事訴訟部に申立てをおこなう（第300条）。

国家汚職防止取締委員会は、首相、国会議員、最高裁判所長官などが不正異常蓄財の嫌疑で上院に罷免が申立てられたとき、上院議長から送付された事案を捜査する（第305条）などの権限を有する（第301条）。

(c) 罷免

第10章第3節は、首相、国務大臣、下院議員、上院議員、最高裁判所長官、憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官、または最高検察庁長官に、職務上の不正を示す異常蓄財、職務違反行為、または憲法もしくは法律の規定に故意に違反する職務権限の行使があるとの申立てに基づき、その事実があると判断したときには、その者を罷免することができる旨定め（第303条）、以下、その手続を定めている。

罷免決議を求める申立てをおこなうのは、現職下院議員の4分の1以上の署名、または5万人以上の有権者の署名である。当該申立てには、告発されるべき違反行為が明確に記載されていなければならない（第304条1項）。上院議員の罷免については、現職上院議員の4分の1以上の署名により同様の申立てが可能である（第304条2項）。

国家汚職防止取締委員会は、捜査終了後、上院に報告書を提出しなければならない。その報告書には、判断理由とともに、告発事実の存否、程度につき明記しなければならない（第305条）。委員会が、告発事実根拠があると判断したときには、告発を受けた者は上院の決議があるまで、その職務を停止される（同条4項）。委員長は、上院議長宛てとともに、最高検察庁長官に意見を付した報告書および資料を送付する（同条4項）。最高検察庁が、公訴手続を進めるには不十分と判断したときには、国家汚職防止取締委員会と作業部会を設置して公訴手続を進めうるか否かの結論を出す。結論がでない場合には、国家汚職防止取締委員会は、自ら告訴

するなどの権限を有する（同条5項）。

報告書を受理した上院議長は、速やかに上院での審議をおこなわなければならないが（第306条）、罷免の決議には現職議員の5分の3以上の賛成を必要とする（第307条1項）。罷免の決議を受けた者は、その日に解任または解職され、その日から5年間は当該政治職または公務に就くことはできない（同条2項）。

(d) 政治職にある者に対する刑事訴訟手続

首相、國務大臣、国会議員などの政治職にある公務員が、不正異常蓄財、職務にかんする刑法犯罪にかかわりがあるとして告発されたときには、最高裁判所政治職者刑事訴訟部がその審理および判断をおこなう権限を有する（第308条）。この訴訟の審理では、国家汚職防止取締委員会の捜査記録をもとに審理をおこなうが、必要に応じて事実関係および証人調べにかんする捜査を追加しておこなうことができる（第310条）。この審理にあたっては、憲法裁判所の証拠収集権、証人喚問権などの規定（第265条）や第166条、第167条の規定が準用される（第310条2項、3項）。最高裁判所政治職者刑事訴訟部の判断は、最終的なものとされる（第311条3項）。

[2007年憲法]

2007年憲法は、財産調査、公益抵触行為、罷免、および政治職にある者に対する刑事訴訟手続について規定する。

(a) 財産調査

首相、國務大臣、国会議員、地方議会議員などの「政治職にある者」は、国家汚職防止取締委員会に、それぞれの就任・退任時に自己、配偶者、その未成年子女の資産および負債を示す会計帳簿を提出する義務を有する（第259条）。それぞれの資産および負債の証憑を添付しなければならない（同条2項）。首相、國務大臣、下院議員および上院議員が、一定期間内（第260条が明記する）に提出した帳簿と添付資料は公開される（第261条）。その他の者の帳簿については、必要な場合にのみ公開することができる。国家汚職防止取締委員会は、提出された帳簿の内容と添付資料の正当性および信憑性を速やかに調査する。異常蓄財が判明したときには、国家汚職防止取締委員長は、最高裁判所の政治職者刑事訴訟部に送致するため、最高検察官に検査結果報告書とすべての資料を送付する。故意に必要な書類を提出しないとき、または故意に虚偽書類を提出したり、事実を隠蔽したときにも同様の措置がとられる（第263条）。この節の規定のほとんどは、国家公務員にも準用される（第264条）。

(b) 公益抵触行為

政治職にある者の行為が、その公職の地位に反する私益追求活動や地位利用などの疑いを招かないよう遵守事項、禁止事項を列挙する。

第265条は、下院議員および上院議員の遵守事項を挙げる。公職兼職の禁止、直接間接を問わず国などの事業に関与することの禁止などを定め、第266条は、下院議員および上院議員の地位利用行為を禁じている。第267条と第268条は、首相および國務大臣の同種の行為を禁止する。

第269条は、首相および国務大臣が、法律の認める範囲を超えて、株式会社の出資者または株式保有者となつてはならないとする。これらの規定は、その配偶者および未成年の子女などにも適用される（第265条3項、第269条3項）。

(c) 罷免

1997年憲法同様、2007年憲法も、その第11章第3節で、首相、国務大臣、下院議員、上院議員、最高裁判所長官、憲法裁判所長官、最高行政裁判所長官または最高検察庁長官に、職務上の不正を示す異常蓄財、職務違反行為、憲法もしくは法律の規定に故意に違反する職務権限の行使、または著しく倫理基準に違反する行為があるとの申立てに基づき、その事実があると判断したときには、上院は、その者を罷免することができる旨定める（第270条以下）。この罷免規定は、憲法裁判所裁判官、選挙管理委員、オンブズマン、および国家会計検査委員にも適用される。

罷免決議を求める申立てをおこなうのは、現職下院議員の4分の1以上の署名、または2万人以上の有権者の署名である。当該申立てには、告発されるべき違反行為が明確に記載されていなければならない（第271条1項、3項）。上院議員の罷免については、現職上院議員の4分の1以上の署名により同様の申立てが可能である（第271条2項）。

国家汚職防止取締委員会は、捜査終了後、上院に報告書を提出しなければならない。その報告書には、判断理由とともに、告発事実の存否、程度につき明記しなければならない（第272条）。委員会が、告発事実根拠があると判断したときには、告発を受けた者は上院の決議があるまで、その職務を停止される（同条4項）。委員長は、上院議長宛てとともに、最高検察庁長官に意見を付した報告書および資料を送付する（同条4項）。最高検察庁が、公訴手続を進めるには不十分と判断したときには、国家汚職防止取締委員会と作業部会を設置して公訴手続を進めうるか否かの結論を出す。結論が出ない場合には、国家汚職防止取締委員会は、自ら告訴するなどの権限を有する（同条5項）。

報告書を受理した上院議長は、速やかに上院での審議をおこなわなければならないが（第273条）、罷免の決議には現職議員の5分の3以上の賛成を必要とする（第274条1項）。罷免の決議を受けた者は、その日に解任または解職され、その日から5年間は当該政治職または公務に就くことはできない（同条2項）。上院のこの決議は、最高裁判所の政治職者刑事訴訟部で審理がおこなわれる場合を除き、最終的なものとなる（同条3項）。

(d) 政治職にある者に対する刑事訴訟手続

内閣総理大臣、国務大臣、国会議員などの政治職にある公務員が、不正異常蓄財、職務にかんする刑法犯罪にかかわりがあるとして告発されたときには、最高裁判所政治職者刑事訴訟部がその審理および判断をおこなう権限を有する（第275条）。この訴訟の審理では、国家汚職防止取締委員会の捜査記録をもとに審理をおこなうが、必要に応じて事実関係および証人調べにかんする捜査を追加しておこなうことができる（第277条）。首相、国務大臣、下院議長または

上院議長が、告発の対象となっているときには、独立調査官を任命するよう最高裁判所裁判官会議に申し立てることができる（第275条4項）。最高裁判所裁判官会議に上訴できる場合を除き、最高裁判所政治職者刑事訴訟部の判断は、最終的なものとされる（第278条）。

なお、2007年憲法第13章は、「政治職者および国家公務員の倫理」と題する章を設けている。

(11) 地方行政

〔1997年憲法〕

1997年憲法の「第5章 国家基本政策の指針」は、その第78条に地域の独立性および自己決定を進め、地域経済の活性化、公共サービスの充実をはかることなどによる地方分権の促進を謳っているが、その具体的な内容を「第9章 地方行政」で定めている²¹⁾。

住民自治に基づく地方自治は、タイが一体不可分の王国であるという第1条の範囲内のものである（第282条）。したがって、全国すべての地域が地方自治体に「分割」されるわけではなく、自治を担うにふさわしい要件をみたす地域のみが、法律の定めるところにより地方自治体となることができる（第283条）。地方自治体は、政策決定、行政、人事および財政における独立性を有し、固有の職務権限を持つものとされる（第284条1項）。その固有の職務権限の内容、すなわち、国または他の地方自治体との権限配分、確定は法律の定めるところによる（同条2項）。

地方自治体は、その議会と行政機関をもつ（第285条）。議会の議員は、住民の直接選挙により選ばれるが、行政機関（地方自治体行政部または地方行政官）は、住民の直接選挙ではなく、当該議会の承認による選出も可能とされている（同条2項～4項）。地方自治体は、それぞれの地方・地域の芸能、伝統的慣行、英知などを保全する責務を有し、教育においてこれらを尊重しなければならない（第289条）。

住民による議員・行政官解職請求権（第268条）、条例制定審議請求権（第287条）も明記されている。

〔2007年憲法〕

2007年憲法もその第5章「国家基本政策の指針」の中で、地域の独立性および自己決定を進め、地域経済の活性化、公共サービスの充実などによる地方自治、地方分権を促進することを謳っている（第78条）。また、地域と共同体の良き価値観と文化、それぞれの英知を尊重し、教育水準の向上、公衆衛生の向上と公衆衛生サービスの享受を保障し（第80条各号）、その具体的な内容を「第14章 地方行政」で定めている。

住民自治に基づく地方自治は、タイが一体不可分の王国であるという第1条の範囲内のものである（第281条）。したがって、全国すべての地域が地方自治体に「分割」されるわけではなく、自治を担うにふさわしい要件をみたす地域のみが、法律の定めるところにより地方自治体となることができる（第281条2項）。地方自治体は、政策決定、行政、人事および財政におけ

る独立性を有し、固有の職務権限を持つ（第283条1項）。国による地方自治体への監督は、必要最小限のものでなければならず、地方住民の利益と国民全体の利益を保護するためのものでなければならない。

地方自治体は、その議会と行政機関をもつ（第284条）。議会の議員は、住民の直接選挙により選ばれるが、行政機関（地方自治体行政部または地方行政官）は、住民の直接選挙ではなく、当該議会の承認による選出も可能とされている（同条2項～4項）。それぞれの任期は4年とされる（同条5項）。地方自治体は、それぞれの地方・地域の芸能、伝統的慣行、英知などを保全する責務を有し、教育においてこれらを尊重しなければならない（第289条）。また、地方自治体は、当該地域の環境の質的改善、保全の義務を負う（第290条）。

住民の地方行政参加権も明記され（第287条）、住民による議員・行政官解職請求権（第288条）、条例制定審議請求権（第286条）も明記されている。

(12) 憲法改正

[1997年憲法]

1997年憲法の改正は、この憲法が定める原則および手続によってのみおこなうことができる（第313条）。憲法改正のための動議は、内閣、現職下院議員の5分の1以上の下院議員、または現職国会議員の5分の1以上の下院議員および上院議員により提出されなければならない。ただし、国王を元首とする民主主義的政治制度や国の形態を変える憲法改正動議を提出することはできない（第313条1号）。

憲法改正動議の審議は、3読会制をとっておこなわれる（同条2号～3号）。第3読会における採決は公開の点呼投票による表決とされ、可決には現職国会議員の過半数の賛成を必要とする（同条6号）。可決したときには、第93条および第94条の規定を準用して手続が進められる（同条7項）。

[2007年憲法]

2007年憲法の改正は、この憲法が定める原則および手続によってのみおこなうことができる（第291条）。憲法改正のための動議は、内閣、現職下院議員の5分の1以上の下院議員、または現職国会議員の5分の1以上の下院議員および上院議員により提出されなければならない。ただし、国王を元首とする民主主義的政治制度や国の形態を変える憲法改正動議を提出することはできない（第291条1号2段）。

憲法改正動議の審議は、3読会制をとっておこなわれる（同条2号～7号）。第3読会における採決は公開の点呼投票による表決とされ、可決には現職国会議員の過半数の賛成を必要とする（同条6号）。可決したときには、第150条および第151条の規定を準用して手続が進められる（同条7項）。

むすびにかえて

その憲法によれば、国家の立法権、行政権、司法権が国王の名においておこなわれると解される「国民主権」の国、タイでは、その旨明確に規定する司法権（憲法第197条）の行使によって、近年、重要な政治的局面の一定の「解決」がはかられているように思われる。このことも含めて今後、タイ憲法の内容と特質を考察することが必要であろう。本資料は、「はじめに」でも述べたように、これまで紹介されてきたタイ憲政史、憲法典、憲法にかんする研究成果を整理して提示する資料に過ぎないが、いずれにしても現行2007年憲法の全訳と全体的な分析作業が求められる。全訳については、タイ法研究者の西澤希久男氏の協力も得て、すでに作業を開始している。本資料へのご批判、ご教示などによって、タイのみならず、アジア諸国の憲法の正確な紹介と憲法学的考察が、以前にもまして積極的におこなわれる契機となれば幸いである。

〔注〕

- 1) 玉田芳史『民主化の虚像と実像』（京都大学学術出版会、2003年）、伊藤述史『民主化と軍部』（慶應義塾大学、1999年）、加藤和英『タイ現代政治 国王を元首とする民主主義』（弘文堂、1995年）、村嶋英治「タイにおける政治体制の周期的転換——議会制民主主義と軍部の政治改革」萩原・村嶋 [1987] 135頁など参照。
- 2) 例えば、最も基本的なことだと思われるが、法文を正確に理解するために必要な「『及び』と『並びに』」あるいは「『又は』と『若しくは』」などの使い方など。
- 3) 公式言語からの翻訳でない場合にはその旨明記し、その限界を自覚して紹介することが必要であろう。本文に記したことも含めて、自分に何倍にもなって跳ね返ってきそうではあるが、やはり今後のためにもこれらのことは自覚しておかなければならないと思う。
- 4) 飯田順三「タイ国における西欧近代法継受に関する基礎的研究」日本法社会学会編『裁判の法社会学（1）』（法社会学42号）（有斐閣、1991年）106頁など参照。
- 5) タイ法の近代化については、西澤 [2009] 216頁以下など参照。また、法律顧問・政尾藤吉については、香川孝三『政尾藤吉伝——法整備支援国際協力の先駆者』（信山社、2002年）が詳しい。
- 6) ピブーンについては、村嶋英治『現代アジアの肖像9 ピブーン』（岩波書店、1996年）など参照。
- 7) サリット政権については、タック・チャルムティアロン（玉田芳史訳）『タイ——独裁的温情主義の政治』（井村文化事業社、1989年）、河森正人『タイ——変容する民主主義のかたち』（アジア経済研究所、1997年）など参照。
- 8) この間の憲政史については、今泉慎也「タイの憲法制度」（作本 [1997]）119頁以下など参照。
- 9) 詳しくは、同上（125頁以下）、パークス・ボンパイチット／クリス・ベーカー（日タイセミナー訳）『タイ国——近現代の経済と政治』（刀水書房、2006年）など参照。
- 10) 安田信之「タイのクーデタと新憲法の制定作業」『法学セミナー』439号（1991年）14頁、同「タイ憲法改正と総選挙」『法学セミナー』450号（1992年）12頁など参照。
- 11) この1997年憲法の邦訳として、大友 [2003]、東條 [2007] 参照。また、今泉慎也「タイの政治改革と1997年憲法」作本・今泉 [2003] 41頁なども参照。
- 12) 大友有「タイにおける汚職と不正——1997年憲法のとりくみ」作本・今泉 [2003] 129頁など参照。

- 13) この暫定憲法の内容については、遠藤 [2008] 208頁など参照。
- 14) 投票率57.61%、賛成票56.68% (有権者総数の32.66%) という結果だった。
- 15) 憲法制定経過とその内容については、前掲・遠藤 [2008] とその註に挙げられた文献など参照。
- 16) 2007年憲法の邦訳については、加藤 [2008] 参照。英文のものとしては、Bureau of Parliamentary Committee 3 [2008] と Office of the Council of State [2007] を参照した。
- 17) 権利・自由にかんする規定も、義務についての規定も、一般的には「person」が主語とされているが、第4章のタイトルは、「Thai People」となっている。
- 18) 飯田 [2000b] など参照。
- 19) 今泉慎也「タイの憲法裁判制度の展開と現状」作本・今泉 [2003] 203頁、飯田 [2000a] など参照。
- 20) 今泉慎也 (訳)「補論 タイにおける行政訴訟と違憲審査の概要」作本 [1997] 245頁以下参照。
- 21) 永井史男「タイの地方自治制度改革」作本・今泉 [2003] 273頁など参照。

〈参考文献〉

- 相沢・大泉 [2008] : 相沢伸広・大泉啓一郎「2007年のタイ クーデタ政権の黄昏」『アジア動向研究年報2008』(アジア経済研究所)
- 相沢・重富 [2009] : 相沢伸広・重富真一「2008年のタイ 政治対立の激化と経済の暗転」『アジア動向研究年報2009』(アジア経済研究所)
- 青木・重富 [2007] : 青木まき・重富真一「2006年のタイ タクシン体制崩壊」『アジア動向研究年報2007』(アジア経済研究所)
- 飯田 [2000a] : 飯田順三「海外法律情報タイ 憲法裁判所の動向」ジュリスト1184号118頁
- 飯田 [2000b] : 飯田順三「海外法律情報タイ 国家人権委員会の設置」ジュリスト1197号51頁
- 飯田 [2001] : 飯田順三「海外法律情報タイ 国家経済社会諮問会議の設置」ジュリスト1201号118頁
- 遠藤 [2008] : 遠藤聡「2007年タイ王国憲法の制定過程とその成立」外国の立法235号204頁
- 大友 [2003] : 大友有『タイ王国憲法——概要及び翻訳』(衆議院憲法調査会事務局)
- 加藤 [2008] : 加藤和英「仏暦2550年タイ王国憲法」日本タイ協会編『現代タイ動向2006-2008』(JPCA)
- 河森 [1997] : 河森正人「1996年のタイ 踊り場にさしかかった政治と経済」『アジア動向研究年報1997』(アジア経済研究所)
- 河森 [1998] : 河森正人「1997年のタイ 新憲法制定と通貨危機」『アジア動向研究年報1998』(アジア経済研究所)
- 河森 [1999] : 河森正人「1998年のタイ 積極経済政策に転じた政府」『アジア動向研究年報1999』(アジア経済研究所)
- 作本 [1997] : 作本直行編『アジア諸国の憲法制度』(アジア経済研究所)
- 作本・今泉 [2003] : 作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較』(アジア経済研究所)
- 重富 [2001] : 重富真一「2000年のタイ 先行き不明瞭な政治と経済の転換点」『アジア動向研究年報2001』(アジア経済研究所)
- 重富・松浦 [2002] : 重富真一・松浦志奈「2001年のタイ CEO宰相、タクシン登場」『アジア動向研究年報2002』(アジア経済研究所)
- 玉田・船津 [2008] : 玉田芳史・船津鶴代『タイ政治・行政の変革1991-2006年』(アジア経済研究所)
- 東條 [2007] : 東條喜代子「タイ王国」萩野芳夫ほか編『アジア憲法集〔第2版〕』(明石書店)
- 西澤 [2009] : 西澤希久男「タイ」鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会)
- 萩原・村嶋 [1987] : 萩原宜之・村嶋英治編『ASEAN 諸国の政治体制』(アジア経済研究所)
- 東・船津・松浦 [2003] : 東茂樹・船津鶴代・松浦志奈「2002年のタイ 長期政権への体制固めを図るタクシン

- 政権』『アジア動向研究年報2003』（アジア経済研究所）
- 東 [2004]：東茂樹「2003年のタイ 政策運営に自信を深めるタクシン政権」『アジア動向研究年報2004』（アジア経済研究所）
- 船津・東 [2000]：船津鶴代・東茂樹「1999年のタイ 97年憲法の制度整備を進めたチュアン政権」『アジア動向研究年報2000』（アジア経済研究所）
- 船津・東 [2005]：船津鶴代・東茂樹「2004年のタイ 総選挙に向けて準備を重ねるタクシン政権」『アジア動向研究年報2005』（アジア経済研究所）
- 船津 [2006]：船津鶴代「2005年のタイ 2期目のタクシン政権——勝利から一転、不安定化する政局」『アジア動向研究年報2006』（アジア経済研究所）
- 安田 [1996]：安田信之『ASEAN法』（日本評論社）
- 安田 [2000]：安田信之『東南アジア法』（日本評論社）

Bureau of Parliamentary Committee 3, The Secretary of the House of Representatives (English translation by Prof. Pinai Nanakorn), *Constitution of the Kingdom of Thailand, B.E. 2550 (2007)*, Bureau of Printing Services, The Secretariat of the House of Representatives, 2008.

Office of the Council of State, (Translation) *Constitution of the Kingdom of Thailand*, <http://www.lawreform.go.th/lawreform/images/th/legis/en/const/2007/20584.pdf>